



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

647	一般競争入札による落札者の決定	(情報政策課).....	1
648	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	2
649	指定障害児入所施設の指定	(").....	2
650	"	(").....	2
651	"	(").....	2
652	指定障害福祉サービス事業者の指定	(").....	3
653	名田周辺土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	3
654	県営土地改良事業計画の決定	(").....	4
655	漁船損害等補償法の規定による加入区についての同意	(資源管理課).....	5
656	基本測量の終了	(技術調査課).....	5
657	道路の区域変更	(道路保全課).....	5

○ 人事委員会告示

*4	平成11年和歌山県人事委員会告示第5号(労働基準監督機関の職権行使区分)の一部改正	6
----	---	-------	---

告 示

和歌山県告示第647号

平成29年度基幹系システム及びLGWAN利用業務に係る専用プラットフォーム構築及び賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年5月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

平成29年度基幹系システム及びLGWAN利用業務に係る専用プラットフォーム構築及び賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 落札者を決定した日

平成29年4月20日

4 落札者の氏名及び住所

グループNTT

(代表者) 西日本電信電話株式会社和歌山支店

和歌山県和歌山市一番丁5番地

(構成員) NTTビジネスソリューションズ株式会社

大阪府大阪市北区大深町3番1号

NTTファイナンス株式会社関西支店
大阪府大阪市中央区平野町二丁目3番7号

- 5 落札金額
579,960,000円(うち消費税及び地方消費税の額42,960,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年3月10日

和歌山県告示第648号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年5月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定期月日
3051700056	こどもの家	紀の川市西井阪174-7	保育所等訪問支援	特定非営利活動法人ロツツ	岩出市東坂本69-1	平成29.5.1

和歌山県告示第649号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の2第1項の指定障害児入所施設を次のとおり指定したので公示する。

平成29年5月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

施設番号	施設の名称	施設の所在地	施設の区分	設置者の名称	設置者の主たる事務所の所在地	指定期月日
3050100084	有功ヶ丘学園	和歌山市園部381-2	福祉型障害児入所施設	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成29.4.1

和歌山県告示第650号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の2第1項の指定障害児入所施設を次のとおり指定したので公示する。

平成29年5月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

施設番号	施設の名称	施設の所在地	施設の区分	設置者の名称	設置者の主たる事務所の所在地	指定期月日
3052400037	南紀医療福祉センター	西牟婁郡上富田町岩田1776-1	医療型障害児入所施設	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成29.4.1

和歌山県告示第651号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の2第1項の指定障害児入所施設を次のとおり指定したので公示する。

平成29年5月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

施設番号	施設の名称	施設の所在地	施設の区分	設置者の名称	設置者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3052400 045	南紀あけぼの園	西牟婁郡上富田町 岩田2456-1	福祉型障害児入所 施設	社会福祉法人和 歌山県福祉事業 団	西牟婁郡上富田町岩 田2456-1	平成 29. 4. 1

和歌山県告示第652号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年5月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012300 541	サポート新宮	新宮市新宮3651 -1	就労継続支援 B型	知的障害者 精神障害者	株式会社アイ ドル	新宮市新宮3651 -1	平成 29. 5. 1

和歌山県告示第653号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により名田周辺土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成29年5月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成29年4月4日退任）

職名	氏名	住所
理事	西崎文裕	御坊市熊野1253番地
理事	桶谷博	御坊市岩内14番地
理事	岡義則	御坊市塩屋町北塩屋28番地
理事	木村三樹夫	御坊市塩屋町北塩屋923番地
理事	坂本守	御坊市塩屋町南塩屋1509番地
理事	前田敏雄	御坊市名田町野島3533番地
理事	河端正憲	御坊市名田町野島1730番地
理事	堀井和範	御坊市名田町野島189番地
理事	寺下和宏	御坊市名田町上野1573番地2
理事	森保	御坊市名田町上野1434番地
理事	鈴木章博	御坊市名田町楠井29番地
理事	矢野嗣朗	御坊市名田町楠井1865番地
理事	山野茂	御坊市名田町楠井614番地
理事	池田幸延	日高郡印南町大字津井396番地
理事	片原均	日高郡印南町大字印南1198番地の2
理事	塩路利幸	日高郡印南町大字印南1839番地
理事	芝本貴史	御坊市名田町楠井621番地
理事	山崎亮太	日高郡印南町大字津井53番地

監事 北村良雄 御坊市塩屋町北塩屋132番地
監事 笹本勝也 御坊市名田町野島3431番地内1号
監事 江川律 御坊市名田町上野1264番地

2 就任した役員(平成29年4月5日就任)

職名	氏名	住所
理事	夏目庄一	御坊市熊野49番地
理事	藪内磯史	御坊市岩内298番地
理事	岡雅幸	御坊市塩屋町北塩屋117番地
理事	木村三樹夫	御坊市塩屋町北塩屋923番地
理事	坂本守	御坊市塩屋町南塩屋1509番地
理事	前田敏雄	御坊市名田町野島3533番地
理事	河端正憲	御坊市名田町野島1730番地
理事	堀井和範	御坊市名田町野島189番地
理事	西田良成	御坊市名田町上野1545番地
理事	森保	御坊市名田町上野1434番地
理事	鈴木章博	御坊市名田町楠井29番地
理事	矢野嗣朗	御坊市名田町楠井1865番地
理事	山野茂	御坊市名田町楠井614番地
理事	片山真吾	日高郡印南町大字津井302番地
理事	片原均	日高郡印南町大字印南1198番地の2
理事	塩路利幸	日高郡印南町大字印南1839番地
理事	竹山純平	御坊市名田町野島1653番地
理事	池田憲人	日高郡印南町大字津井396番地
監事	北村良雄	御坊市塩屋町北塩屋132番地
監事	笹本勝也	御坊市名田町野島3431番地内1号
監事	内田讓	日高郡日高川町大字小熊6027番地21

和歌山県告示第654号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営中山間総合整備事業別院野尻地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となる。)として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

平成29年5月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成29年5月17日から同年6月13日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、海草振興局農林水産振興部農地課及び海南市まちづくり部建設課

和歌山県告示第655号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成29年5月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

加入区の名称

加太、西脇、雑賀崎、田野浦、冷水浦、塩津、戸坂、大崎、下津、初島、箕島町、逢井、千田、田村、栖原、湯浅中央、唐尾、衣奈浦、小引浦、大引、由良浦、由良町、比井崎、三尾、美浜町、御坊市、印南町、南部町、田辺、湊浦、白浜、堅田、日置、すさみ、串本、大島、須江、檜野、古座、西向、津荷、下田原、太地、浦神、勝浦、宇久井、三輪崎及び新宮

和歌山県告示第656号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年5月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 基本測量（地理識別子整備業務）

2 作業期間 平成28年8月30日から平成29年3月24日まで

3 作業地域 和歌山県西牟婁郡上富田町

和歌山県告示第657号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年5月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字杉野原字深谷26番1地先から同町大字板尾字野手317番3地先まで	旧	5.16 } 29.18	945.20	

有田郡有田川町大字杉野原字深谷1番1地先から同町大字杉野原字深谷1番7地先まで	新	9.90 } 28.63	77.30	
---	---	--------------------	-------	--

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第4号

平成11年和歌山県人事委員会告示第5号（労働基準監督機関の職権行使区分）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から適用する。

平成29年5月16日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

第1項第1号の表農業大学校の項中「農業大学校」を「農林大学校」に改め、同表農業大学校就農支援センターの項中「農業大学校就農支援センター」を「農林大学校就農支援センター」に改める。